

山梨県予防接種対策協議会規約

昭和45年12月24日制定
昭和49年6月24日一部改正
昭和63年9月12日一部改正
平成7年12月20日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成21年4月14日一部改正
平成24年1月20日一部改正
平成29年2月14日一部改正

(目的)

第1条 山梨県予防接種対策協議会（以下「協議会」という。）は予防接種の実施方法、事故処理、対象疾病の発生動向、接種率及び副反応の発生事例等の必要な事項について調査審議し、もって予防接種の円滑な実施に資することを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は委員として、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 市町村会の代表

- ア 山梨県市長会長
- イ 山梨県町村会長

(2) 医師会の代表

- ア 山梨県医師会長
- イ 山梨県医師会長が会員のうちから推薦する四名以内の者

(3) 学識経験を有する者

- ア 専門医師
- イ 山梨労働局長
- ウ 山梨県医薬品卸協同組合理事長
- エ 山梨県愛育連合会長

(4) 県職員

- ア 山梨県県民生活部長
- イ 山梨県福祉保健部長
- ウ 山梨県保健所長会長
- エ 山梨県教育委員会教育長

(5) 学校及び保護者の代表

- ア 山梨県公立小中学校長会長
- イ 山梨県高等学校長協会長
- ウ 山梨県私立中学高等学校連合会長
- エ 山梨県PTA協議会長
- オ 山梨県高等学校PTA連合会長

2 委員の任期は、概ね2年とし、新たな一斉の委嘱が行われる前日に終了する。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び運営)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(専門家の出席)

第5条 会長は会議の運営に関し、専門の事項について必要があると認めるときは専門家の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、協議会が定めた者をもって組織し、協議会が付記した事項を調査審議する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会は部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会長は、その部会の会務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

6 専門家の出席については、第5条の規定を準用する。この場合、会長とあるのを部会長と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定める。